

幼稚園就園奨励事業（入園料・保育料の減免）

五條市では幼稚園教育の普及充実のため、「幼稚園就園奨励費補助事業」を行っています。
 平成19年度からこれまでと同じ「従来条件」(第1表)または新たに設けられた「新条件」(第2表)で補助されます。
 補助の対象範囲などは次のとおりです。

- 対象範囲 公立幼稚園・私立幼稚園に通園させている3・4・5歳児の家庭
- 対象区分
 - ▽生活保護法による保護を受けている世帯
 - ▽平成19年度の市民税が非課税となる世帯
 - ▽平成19年度の市民税所得割が非課税となる世帯
- 減免額 今年度に支払う入園料、保育料の合計額(補助限度額は第1表または第2表のとおりです)

〈第1表〉従来条件

補 助 限 度 額		
1人就園の場合および同一世帯から2人以上就園している場合の最年長者 (第1子)	同一世帯から2人以上就園している場合の次年長者 (第2子)	同一世帯から3人以上就園している場合の左以外の園児 (第3子以降)
年額 20,000円	年額 38,000円	年額 66,000円

〈第2表〉新条件

入園児童に小学校1年生の兄・姉がいる世帯については、当該小学1年生を第1子とみなし、就園児を第2・3子とし、以下の補助制度額を適用できます。

補 助 限 度 額		
兄・姉が小学1年生のとき第1子とみなす (第1子)	小学校1年生の兄・姉を有しており、就園している場合の最年長者 (第2子)	小学校1年生の兄・姉を有しており、同一世帯から2人以上就園している場合の次年長者 (第3子以降)
—	年額 26,000円	年額 32,000円

※小学校1年生の兄・姉が2人以上有する場合でも第1子の1人分とします

※「従来条件」と「新条件」の両方に該当する場合は保護者負担の低い方を適用します

- 申込期限 6月20日(水)
- 申込先 五條幼稚園 ☎22・2250
 賀名生幼稚園 ☎32・0023
 白銀北幼稚園 ☎34・0722 または通園先の幼稚園
- 問合せ 教育総務課 ☎(内線815)

児童手当等の現況届の提出は7月2日までに

児童手当(特例給付)・小学校修了前特例給付を受給しているみなさんには、6月初めに現況届用紙を郵送しています。

この現況届は、児童手当等受給者のみなさんが引き続いて手当を受けるために必要な届出です。

7月2日(月)までに次の窓口へ提出してください。

提出のない場合は、6月分以降の手当の支払いを受けることができなくなりますので、注意してください。

- 現況届提出・問合せ
 - 児童福祉課 ☎(内線366)
 - 西吉野支所厚生課 ☎(内線18)
 - 大塔支所住民厚生課 ☎(内線41)